

I 昨年と比べて変わった点（定額減税）

1 令和6年分所得税の定額減税の実施

令和6年分所得税について、定額による所得税の特別控除（以下「**定額減税**」といいます。）が実施されています。

年末調整の際には、年末調整時点の定額減税の額（以下「**年調減税額**」といいます。）を算出し、年間の所得税額の計算を行います。

(1) 年末調整の際に定額減税の対象となる人

年末調整の対象となる人が、原則として、年調所得税額（年末調整により算出された所得税額で、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、その控除後の金額をいいます。以下同じです。）から年調減税額を控除する年調減税の対象者となります。

ただし、年末調整の対象となる人のうち、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる人については、年調減税額を控除しないで年末調整を行うことになります。

（注） 年末調整において合計所得金額が1,805万円を超えるかどうかを確認する際には、基礎控除申告書などにより把握した合計所得金額を用います。

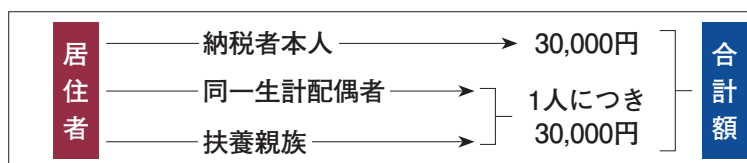
(2) 年調減税額の計算

年調減税額は、「本人 30,000 円」と「同一生計配偶者と扶養親族 1 人につき 30,000 円」との合計額となります。

年調減税額の計算に当たっては、「扶養控除等（異動）申告書」や「配偶者控除等申告書」などから、年末調整を行う時の現況における同一生計配偶者の有無及び扶養親族（同一生計配偶者及び扶養親族はいずれも居住者に限ります。）の人数を確認することになります。

なお、同一生計配偶者（居住者に限ります。）を年調減税額の計算に含めるためには、給与所得者が、「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」にその配偶者を記載して提出する必要があります。

【年調減税額】



(3) 年調減税額の控除

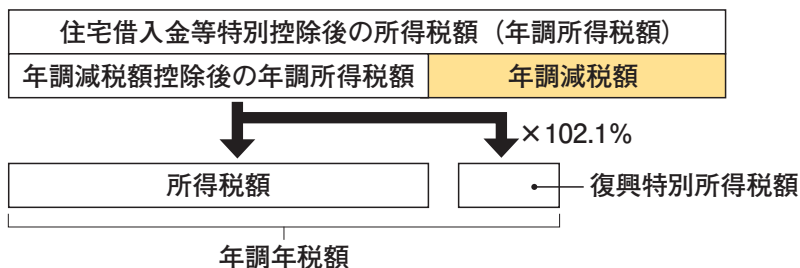
年調減税額の控除は、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除後の所得税額（年調所得税額）から、その住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に行います。

また、年調減税額を控除した金額に102.1%を乗じて復興特別所得税を含めた年調年税額を計算します。

（注） 年末調整終了後に作成する「給与所得の源泉徴収票」には、その「(摘要)」欄に、定額減税に関する事項の記載が必要となります。

「給与所得の源泉徴収票」等の法定調書の作成について詳しくは、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参照してください。

【年調減税額の控除】



2 年末調整の計算に当たっての注意点

上記1のとおり、令和6年分の年調年税額を計算する際には、年調減税額の控除を正しく行う必要があります。

なお、国税庁で作成している「令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿」右側の「年末調整」欄は、年調減税額の控除等の計算に対応していません。このため、年調減税額の控除等の計算に対応した①「令和6年分年末調整計算表」^(注1)又は②「年末調整計算シート（令和6年用）」^(注2)の様式等を別途利用するか、③「令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿」の余白部分等を用いることにより、年調減税額の控除を正しく行った上で、年調年税額を算出するようにしてください。

(注)1 「令和6年分年末調整計算表」は、国税庁ホームページに掲載しています。

また、国税庁で作成している「令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿」の裏面右側にも、この計算表を記載しています。

2 「年末調整計算シート（令和6年用）」(Excel)は、国税庁ホームページに掲載しています。

この年末調整計算シートを利用すると、年調減税額の控除等の計算の一部が自動計算されます。

【①令和6年分年末調整計算表】

※令和6年分年末調整計算表
(注)定期徴収の計算に際しては計算表と異なりますので、令和7年分の源泉徴収簿にはご利用いただけません。

区分	金額	税額
給与・手当等	①	③
賞与等	④	⑥
計	⑦	⑧
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	
所得金額調整控除額 (⑩×100/100)⑪(⑩×100/100)⑫	⑩	⑫
給与所得控除後の給与等の金額(調整後)	⑬	
社会保険料等の控除額 (⑭×100/100)⑮(⑭×100/100)⑯	⑭	⑮
給与等からの控除(⑰×100/100)⑱	⑰	⑱
生命保険料の控除額	⑲	
地震保険料の控除額	⑳	
配偶者(特別)控除額	㉑	
扶養控除及び障害者等の控除額の合計額	㉒	
基礎控除額	㉓	
所得控除額の合計額	㉔	
年末調整後の給与等の金額	㉕	
年調所得税額(㉖×100/100)㉗	㉖	㉗
年調減税額(㉘×100/100)㉙	㉘	㉙
年調年税額(㉚×100/100)㉛	㉚	㉛
差引超過額又は不足額(㉜×100/100)㉝	㉜	㉝
本年最後の給与から徴収する税額に相当する金額	㉞	
未払給与に係る未徴収の税額に相当する金額	㉟	
差引還付する金額(㊱×100/100)㊲	㊱	㊲
本年中に還付する金額	㊳	
翌年において還付する金額	㊴	
本年最後の給与から徴収する金額	㊵	
翌年に繰り越して徴収する金額	㊶	

※年調減税額の控除等の計算に対応しています。

【②年末調整計算シート（令和6年用）】

年末調整計算シート(令和6年用)

(フリガナ)氏名		備考	
----------	--	----	--

区分	人数(A)	控除額(円)	区分	人数(A)	控除額(円)
控除対象扶養親族の人数	①		配偶特別障害者以外の特別障害者の人数	②	
特定扶養親族の人数	③		同居特別障害者の人数	④	

年 末 調 整	配偶者(特別)控除額		①		①のうち小規模企業共済等掛金の金額	(円)
	扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額		②	0		(円)
	基礎控除額		③		③のうち国民年金保険料等の金額	(円)
	所得控除額の合計額		④	0		
	差引課税給与所得金額及び算出所得税額		⑤	0	⑥	0
	(特定増減調整等)住宅借入金等特別控除額		⑦			
	年調所得税額		⑧		⑧	0
	年調減税額		⑨	0	⑨	0
	年調減税額控除後の年調所得税額		⑩	0	⑩	0
	控除外額		⑪	0	⑪	0
	年調年税額(⑩×102.1%)		⑫	0	⑫	0
	差引超過額又は不足額		⑬	0		
超過額の計算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額		⑭			
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額		⑮			
	差引還付する税額		⑯			
	同上のうち	本年中に還付する金額		⑰		
		翌年において還付する金額		⑱		
不足額の計算	本年最後の給与から徴収する金額		⑲			
	翌年に繰り越して徴収する金額		⑳			

※年調減税額の控除等の計算に対応しています。

【③令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿】

令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿

区分	人数(A)	控除額(円)	区分	人数(B)	控除額(円)
控除対象扶養親族の人数	①		配偶特別障害者以外の特別障害者の人数	②	
特定扶養親族の人数	③		同居特別障害者の人数	④	
配偶者(特別)控除額	⑤		⑥のうち小規模企業共済等掛金の金額	⑦	
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑧	0			
基礎控除額	⑨		⑩のうち国民年金保険料等の金額	⑪	
所得控除額の合計額	⑫	0			
差引課税給与所得金額及び算出所得税額	⑬	0	⑭	0	
(特定増減調整等)住宅借入金等特別控除額	⑮				
年調所得税額	⑯	0			
年調減税額	⑰	0			
年調減税額控除後の年調所得税額	⑱	0			
控除外額	⑲	0			
年調年税額(⑲×102.1%)	㉑	0			
差引超過額又は不足額	㉒	0			
本年最後の給与から徴収する税額に相当する金額	㉓				
未払給与に係る未徴収の税額に相当する金額	㉔				
差引還付する税額	㉕				
同上のうち					
本年中に還付する金額	㉖				
翌年において還付する金額	㉗				
本年最後の給与から徴収する金額	㉘				
翌年に繰り越して徴収する金額	㉙				

㉔-2 × 円 ㉔-3 × 円 ㉔-4 × 円

※年調減税額の控除等の計算に対応していません。

※ これらの様式は、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>)からご確認いただけます。

※余白部分などで年調減税額の控除等の計算をしてください。

本冊子「令和6年分 年末調整のしかた」に記載している情報のほかにも、様々な情報を国税庁ホームページに掲載していますので、そちらもご活用ください。

【掲載場所】<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2024/01.htm>